

インドネシアの保税物流センター（PLB）について

（2017年3月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所が現地税務コンサルティング会社 Vecs Consulting に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび Vecs Consulting は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Vecs Consulting が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ジャカルタ事務所
E-mail：JKTJETRO@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1. はじめに.....	1
2. 保税蔵置場.....	2
3. 関税およびその他の税金.....	4
4. 海外サプライヤーの在庫（非居住者在庫）.....	5
5. PLBに蔵置する輸入品の搬出先.....	7
6. PLBに蔵置できる国内品と搬出先.....	9

インドネシアの保税物流センター（PLB）について

1. はじめに

【導入の経緯と法令】

2015年9月の経済政策パッケージ第2弾の施策の1つとして、インドネシア政府は、保税物流センター（Pusat Logistik Berikat(PLB)：英語では Bonded Logistics Center）の導入を決定した。

これに応じ、保税蔵置場に関する政令（2009年第32号）を2015年11月に改訂（2015年第85号）し、同年12月にPLBに関する財務大臣規定2015年第272号を公布。細目として、翌年2016年1月に関税総局長令（1号、2号、3号）、PLBの運用に関する細則、PLBに蔵置するための税関管理地域からの輸入品の搬出に関する細則、国内使用のためのPLBからの輸入品の搬出に関する細則、を公布した。

【PLBの特徴】

PLBの新しい主な特徴は

- ・非居住者在庫が可能
- ・輸出混載の枠組み或いは輸出準備のための国内物品の蔵置が可能な2点である。

このことにより、海外サプライヤーが需要家の近くに在庫を置き、需要家に必要な時に必要な量を供給する「ベンダー・マネジメント・インベントリー（VMI）」や、複数の工場生産された商品を同一コンテナに纏めて積載し、リードタイムの短縮や輸送費の低減を可能にする「バイヤーズ・コンソリデーション」が実現される。

インドネシア政府によると、PLBは現在シンガポールやマレーシアにあるような国際物流ハブを目指すもの、としている。

また、この他の特徴として、

- ・蔵置期間が3年であること、
- ・1対1の取引関係以外で、一方または両方が多数の取引関係にも対応できること、
- ・1枚の原産地証明書で搬入した貨物を複数回にわけて搬出する時に、原産地証明書を分割して使用可能であること

等が挙げられる。

2. 保税蔵置場

【保税蔵置場の1形態としてのPLB】

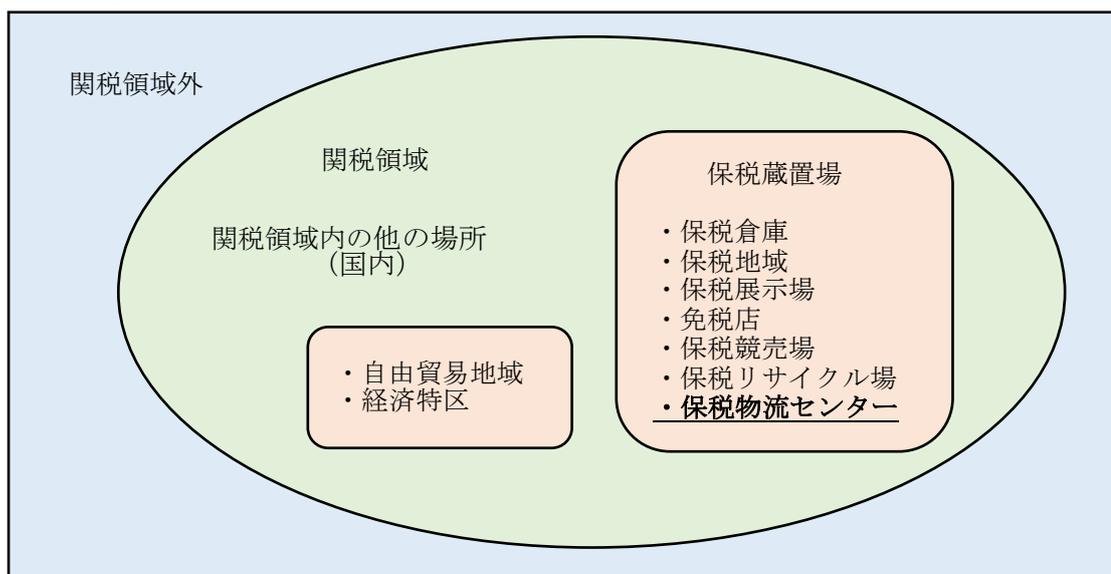
保税蔵置場とは、『関税を留保し、特定向けの物品を蔵置するのに利用される、特定の要件を満たした建屋、場所或いは地域。』のことである。

2009年政令第32号では、下記の6つの保税蔵置が規定されていた。

- ・保税倉庫
- ・保税地域
- ・保税展示場
- ・免税店
- ・保税競売場
- ・保税リサイクル場

そして、今回の政令2015年第85号で、保税物流センター（PLB）が追加された。

図：関税領域と保税蔵置場の関係



【PLB内で可能となる簡易な活動】

PLBは、『関税領域外に由来する物品および/或いは関税領域内の他の場所に由来する物品を蔵置し、再搬出のための一定期間内に1以上の簡易な活動を伴うことが可能な場所。』と定義されている（財務大臣規定2015年第272号第1項第4号）。

関税領域内の他の場所とは、保税蔵置場、自由貿易地域、経済特区を除いた関税領域のことである。本稿では便宜的に国内と表現する。

また、簡易な活動とは下記のようなものを指す（財務大臣規定 2015 年第 272 号第 3 条第 9 号）。

- ・包装或いは再包装
- ・仕分け
- ・標準化
- ・キッティング
- ・梱包
- ・設定
- ・輸出向け物品の混載
- ・輸出向け物品の準備
- ・再据え付けおよび/或いは修繕
- ・戦略性を有する産業の保守（塗装を含む）
- ・ミキシング（ブレンドイング）
- ・インドネシア語のラベル付与
- ・物品税（たばこ・アルコール）のラベルの或いは支払い済マークの貼り付け
- ・輸入資本財の競売
- ・輸入品および/或いは国内品の展示
- ・輸入および/或いは輸出制限規定を満たす枠組みにおける関連組織或いは機関からの検査
- ・輸入および/或いは輸出の枠組みにおける関連機関による原産地証明書発行のための検査
- ・税関総局長が定めるその他の簡易な活動

図：PLB と保税倉庫の比較

項目	保税物流センター（PLB）	保税倉庫（GB）
概要	外国貨物および内国貨物を蔵置可能	外国貨物を蔵置可能
所有権	PLB 管理者および売買当事者	保税倉庫管理者
蔵置期間	3 年（延長可能）	1 年
関税評価 （課税価格の決定時期）	PLB からの搬出時点	当初の蔵置時点
利用可能な取引関係	多数対多数(Many to many)、 1 対多数、多数対 1	1 対 1
免許	取得後期限なし	3～5 年または契約満了まで
1 免許で設置できる箇所	複数箇所で設置可能	1 箇所のみ設置可能
施設内で可能な活動 （作業）	蔵置の他、多くの活動が可能	蔵置の他、少数の活動のみ可能
FTA/EPA に関する原産地証明書の扱い	分割使用が可能	1 回の使用のみ可能

3. 関税およびその他の税金

インドネシアでは、輸入において下記の税金が発生する。

- ・関税
- ・付加価値税
- ・奢侈税
- ・輸入に係わる前払法人所得税
- ・物品税（たばこ・アルコール）

なお、付加価値税、奢侈税と輸入にかかわる前払法人所得税は、輸入関連税と呼ばれる。

保税蔵置場では、これらの税金の支払いが留保される。なお、政令、財務大臣規則、税関総局長令では、以下の用語が使用されているが、実際にはすべて留保を意味する。よって、輸入品が保税蔵置場から国内に搬入される場合には、これらの税金すべてを支払わなければならない。

- | | |
|-----------------|-------|
| ・関税 | : 留保 |
| ・付加価値税 | : 無徴収 |
| ・奢侈税 | : 無徴収 |
| ・輸入にかかわる前払法人所得税 | : 無徴収 |
| ・物品税（たばこ・アルコール） | : 免税 |

また、関税領域内での物品の受け渡しには、付加価値税が発生する。保税蔵置場への、或いは保税蔵置場の間での物品の受け渡しには、付加価値税が留保（無徴収）される。そして、保税蔵置場から国内に物品が搬入される場合には、付加価値税を支払わなければならない。

なお、関税、奢侈税、物品税（たばこ・アルコール）は支払い時に既に経理上費用計上されるが、付加価値税は自らが最終ユーザーでなければ費用計上されない。また輸入にかかわる前払法人所得税も同様に支払い時に費用計上されない。

即ち、付加価値税は最終ユーザーが負担するものであるため、事業者は一旦支払うが、あくまで仮払いとしての支払い（仮払付加価値税）である。よって、後日顧客から徴収する付加価値税（仮受付加価値税）と相殺し、その差額をユーザーに代わって納税する。顧客が輸出の場合には、仮受付加価値税がゼロ税率であるので、相殺がないため支払った仮払付加価値税の還付を請求することができる。

また、前払法人所得税はその期の法人所得税の前払いであって、その期の法人所得税がこれを上回る場合には、その不足分を追加納税する。下回る場合には、その超過支払い分の還付を請求することができる。よって、付加価値税と輸入にかかわる前払法人所得税の留保（無徴収）が、費用の留保となるわけではない。しかし、その支払い自体が留保されることはキャッシュフロー面で意味があり、また付加価値税も前払法人所得税もその還付請求には税務調査が行われるため、この税務リスクを回避できる点でも有意義である。

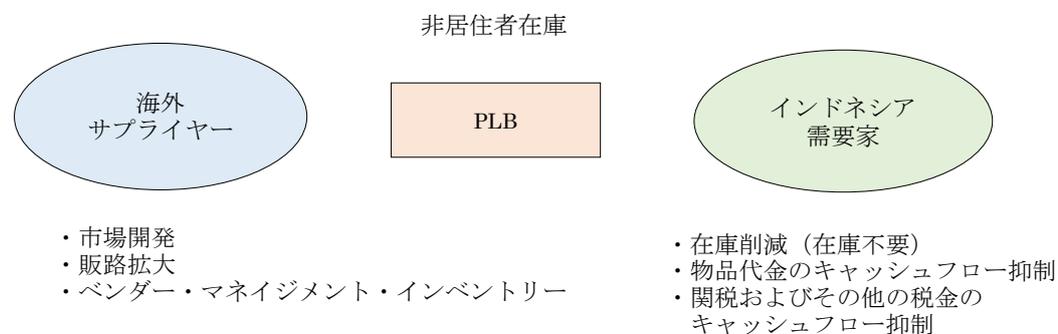
4. 海外サプライヤーの在庫（非居住者在庫）

通常インドネシアの需要家が物品を海外から輸入する場合は、需要家が輸入者として海外サプライヤーより直接輸入を行う。需要家は、船積みと通関期間を見越して適当な在庫を持たなければならない。そしてその在庫に対して、サプライヤーへの支払いも発生する。また物品の到着と同時に、需要家は関税およびその他の税金を支払わなければならない。

中間に商社が入る場合でも、その商社はインドネシアの法人でなければならず、在庫の確保、サプライヤーへの支払い、関税およびその他の税金の支払いについては同様である。



PLB を利用すると、インドネシアに法人がない海外サプライヤーでも、インドネシアに自己の所有権を有したままその物品の在庫を置くことができる。

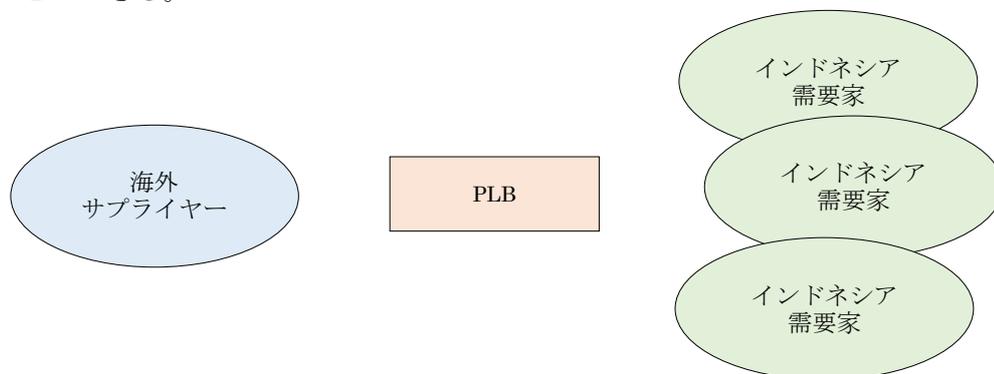


これにより海外サプライヤーは市場開発や販路拡大が期待できる

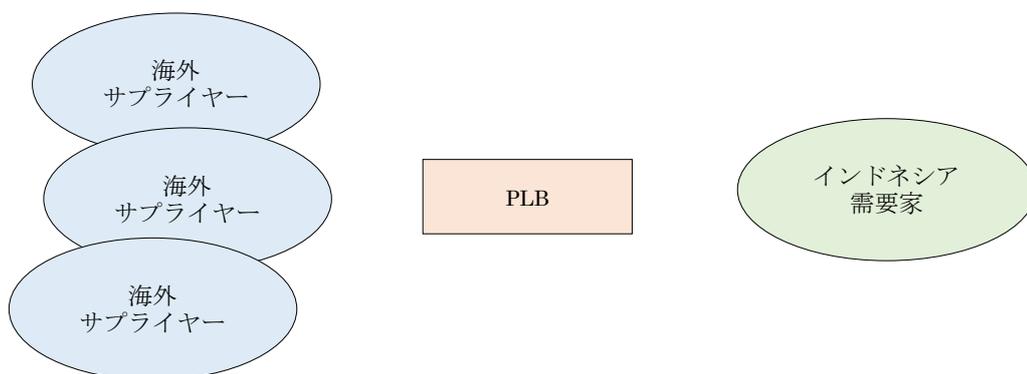
一方、インドネシア需要家は在庫を自ら持つ必要がなくなる。海外サプライヤーが、PLB に置く在庫から必要な時に必要な量を PLB から取り出す。（ベンダー・マネイジメント・インベントリー（VMI））

需要家は在庫を大幅に削減することが可能となり、サプライヤーへの物品代金支払いをキャッシュフロー上で抑制することができる。さらに関税およびその他の税金は、PLB からの取り出し時に発生するので、この分のキャッシュフローの抑制も可能となる。

上記のスキームを拡大すれば、海外サプライヤーが複数のインドネシア需要家に物品を供給することができる。



また、インドネシア需要家が複数の海外サプライヤーからの物品を PLB に保管しておき、必要時に必要量を取り出すこともできる。なお、PLB に保管される物品の所有権は海外サプライヤーのままにしておいてもよいし、インドネシア需要家のものに変えても構わない。



なお、FTA/EPA で規定された関税の削減に用いる一つの原産地証明書 (Certificate of Origin : COO) は、PLB からの複数回の搬出に対して分割して使用が可能である。

5. PLB に蔵置する輸入品の搬出先

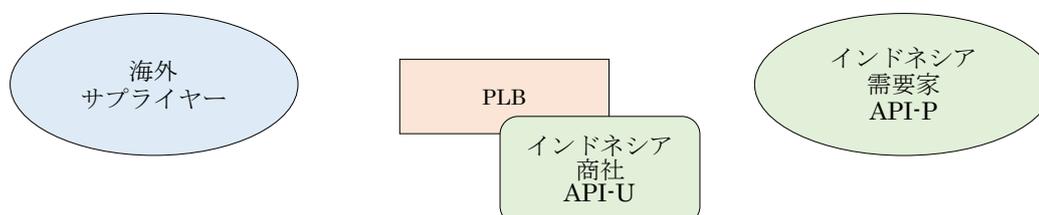
【輸入品の搬出先】

PLB に蔵置する輸入品の搬出先については、下記のように定められている。

- ・ 輸出
- ・ 保税地域、自由貿易地域、経済特区、或いは政府の定めるその他の経済地域の産業を支える
- ・ 国内の産業活動を支える
- ・ 関税免税・関税軽減/還付便宜を受けた産業活動を支える
- ・ 関税政府負担を受けた産業活動を支える
- ・ 国内の中小企業の活動を支える
- ・ 国内における特定物品の流通と確保を支える
- ・ 他の保税蔵置場への搬入

このことにより、インドネシア需要家は製造輸入業者認定番号(API-P)を持つ製造業者でなければならない。即ち物品の輸入者は製造業者であり、関税およびその他の税金は製造業者が支払う。一般輸入業者認定番号(API-U)を持つ商社は需要家になることはできない。よって輸入者にはなれないため、関税およびその他の税金を払うことはできない。

ただし、商社は PLB 内事業者 (PDPLB) となることで取引に関与することは可能である。



【PLB の運営主体について】

輸出入を行う主体は輸出入者であるが、PLB 施設を所有し PLB 内で活動を行う主体について、財務大臣規定 2015 年第 272 号は下記の通り定めている。

PLB 管理者

PLB 事業活動のために地域を提供する者（施設を所有し、活動はしない）

PLB 事業者

PLB 管理者であり PLB 事業者のこと。自らが所有する PLB で PLB 事業活動を行う者（施設を所有し、活動も行う）

PLB 内事業者(PDPLB)

別法人の PLB 管理者が所有する PLB 内で PLB 事業活動を行う者（施設は保有せず、活動のみ行う）

PLB 管理者・PLB 事業者の要件

- ・ 適正な内部管理システム
- ・ コンピューターベースの在庫情報システム(IT Inventory)
- ・ 下記に該当する企業
 - ・ AEO (Authorized Economic Operator)認定業者
 - ・ 上場企業
 - ・ 国営企業
 - ・ 10,000 平方メートル以上の土地および/或いは建屋面積を有している。
(タンク保管の貨物を除く)

※AEO：貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていて、税関手続きの緩和簡素化を受けている業者。(この点に関しては、他の要件を満たしていても 10,000 平方メートルの施設要件を求められるとの情報もあり、税関総局に確認されたい。)

【PDPLB の要件】

- ・ 適正な内部管理システム
- ・ コンピューターベースの在庫情報システム(IT Inventory)
- ・ PLB 管理者との場所/建物/地域についての契約と PDPLB が事業を行う予定のレイアウト/図面
- ・ PLB 管理者からの推薦

なお、一つの PLB 事業者或いは PDPLB が、その PLB に蔵置できる物品は、同種の特性を有する物品、および/或いは同種の産業を支えるその他の物品に限られる。即ち、異種の特性の物品は蔵置できない。(※この点に関しては、弾力的運用がなされているとの情報もあり、個々の施設に関し PLB 事業者または PDPLB に確認されたい。)

6. PLB に蔵置できる国内品と搬出先

【蔵置できる国内品】

PLB は国内品を蔵置することができる。ただし蔵置できる国内品は下記のように制限されている。

- ・ PLB に蔵置されている輸入品を支える物品
- ・ PLB の簡易活動を支えるために必要な慣例的な物品
- ・ 中小工業に由来する物品
- ・ 輸出混載の枠組み或いは輸出準備のための物品
- ・ 国内品における特殊目的の物品

さらにその搬出については下記のように決められている。

- ・ 輸出
- ・ 国内における以下のような特殊目的
 - ・ 石油およびガスのオペレーション
 - ・ 鉱業オペレーション
 - ・ 特定産業活動
 - ・ 展示
 - ・ 競売
 - ・ 中小企業の活動を支える
 - ・ 税関事務署長の承認に基づくその他の目的

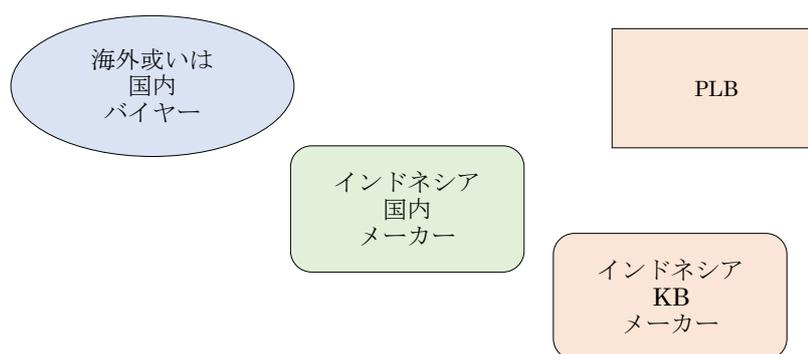
図：PLB に蔵置できる物品と搬出先の制限（まとめ）

物品の種類	搬入（蔵置）	搬出先
輸入品		<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出 ・ 保税地域、自由貿易地域、経済特区、或いは政府の定めるその他の経済地域の産業活動を支える ・ 国内の産業活動を支える ・ 関税免税・関税軽減/還付便宜を受けた産業活動を支える ・ 関税政府負担を受けた産業活動を支える ・ 国内の中小企業の産業活動を支える ・ 国内における特定物品の流通と確保を支える ・ 他の保税蔵置場への搬入

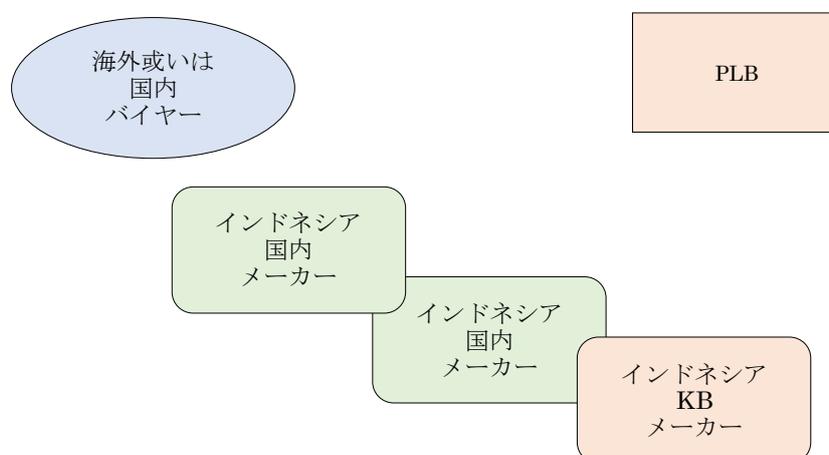
国内品	<ul style="list-style-type: none"> ・PLB に蔵置されている輸入品を支える物品 ・PLB の簡易活動を支えるために必要な慣例的な物品 ・中小工業に由来する物品 ・輸出混載の枠組み或いは輸出準備のための物品 ・国内品における特殊目的の物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出 ・国内における特殊目的 <p>特殊目的とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油およびガスのオペレーション ・鉱業オペレーション ・特定産業活動 ・展示 ・競売 ・中小企業の活動を支える ・税関事務署長の承認に基づくその他の目的
-----	---	--

【輸出に関する利用例】

この輸出混載の枠組み、或いは輸出準備のための国内物品と輸出を使い、インドネシアに法人がない海外のバイヤー或いはインドネシア国内のバイヤーが、インドネシアの国内メーカーにその物品を PLB に直接搬入させて、その後輸出を行うことができる。なお、このスキームでインドネシア国内品メーカーは KB（保税地域）であってもよい。



複数の国内メーカーおよび KB メーカーから調達して、PLB でキット化することも可能である。輸出の能力が小さいインドネシアの中小企業にはメリットがある。



以上